

148
276

真鍋辯護士
事務所規定



品膏兆

眞鍋法律事務所

香川県高松市大字西新通町三十三番戸

辯護士 眞鍋佐太郎

全丸龜出張所

同縣那珂郡丸龜町大字

町

番戸

全大坂出張所

大阪市西區

番屋敷

全東京出張所

東京市神田區淡路町壹番地

當事務所は于茲貳十年の久しき民刑行政上の訴訟事務を取扱ひたる紀念として其來歴と實地經驗とに因り爾來事務擴張の爲め規定を設く

第壹條

來歴

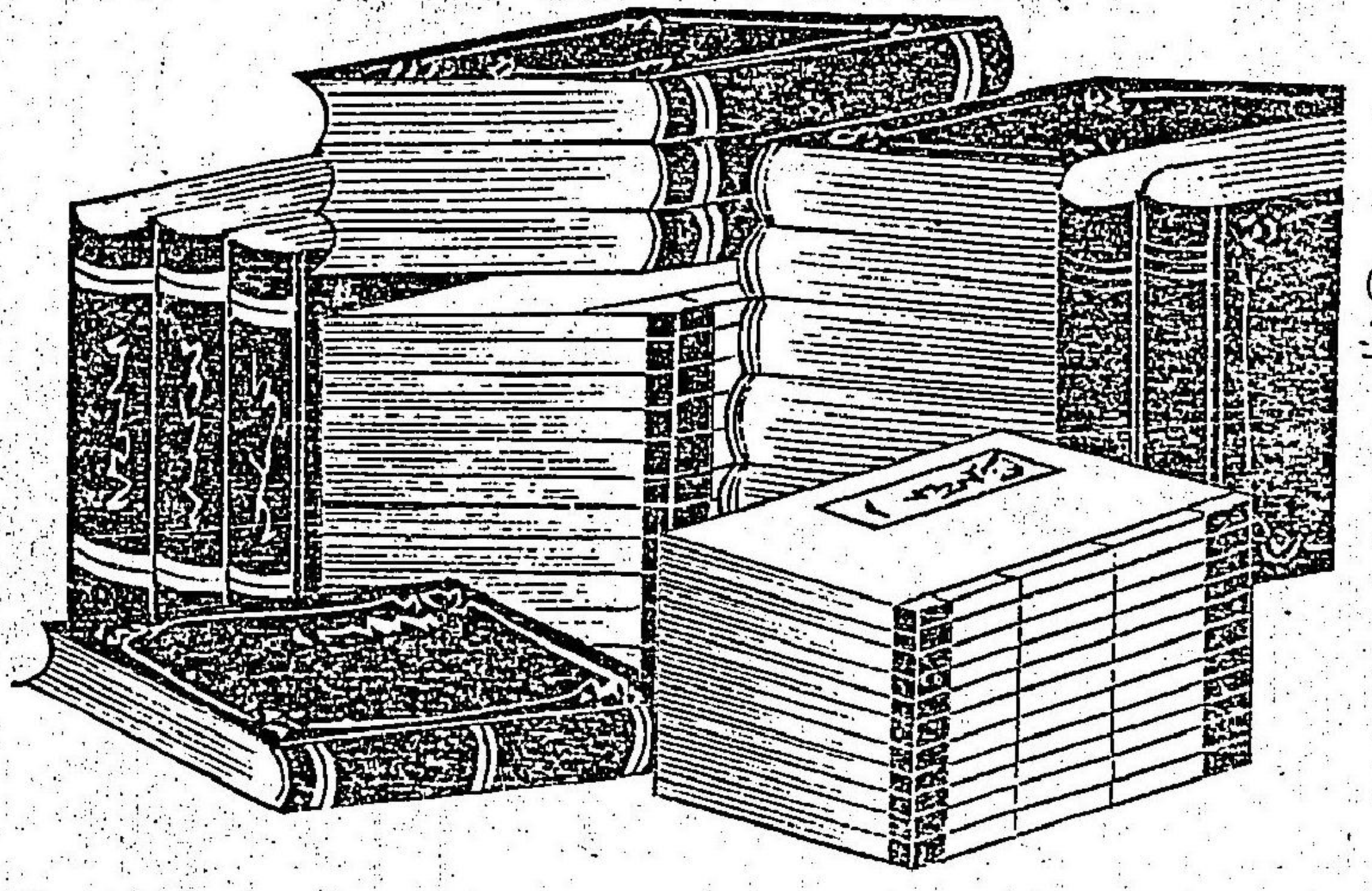
守は實業の家に生れ農工商の三業に従事したるの三十二年間は、田畑を耕作し又は食鹽を作る、海邊寄洲に鹽田々畑を開墾せし事を、米穀、砂糖、綿、肥料の什買、船持等なり



明治五年北海道開拓使産物會社に従事す
一同六年訴答又例發布に依り舊來の諸業の親族に譲り同七年高松に於て代官代書の業務を執り晝夜の別なく熱心に法律學を研究し殆んど詰誦するに至る
一同十三年代官規則改正に従り豫讃兩國の受験者五十余名の内

僅に四名の合格者其壹人に舉られ尙
 進んで法律學は勿論實地を練習せり
 一予は常に英佛獨其他各國の法律を廣
 く購讀探究せしに付事あるに従ひ各
 法を對照し信する處の法意學說を採
 て實地に應用せり
 從來購讀し來る各國の法律及我新舊
 の法律書籍は實に數多にして今尙保
 存し一葉さも紊亂せず之れ予が二十
 少年余學術上事務取扱ふたる形跡を
 証するに足るべきなり
 一予は明治十八年以來訴訟事務の外左
 の名譽職を務む

高松西新通町元町會議員
 高松西通町外十八ヶ町元聯合會議員



高松六拾壹ヶ町元聯合會議員
 山田香川兩郡元聯合會議員
 高松石清尾氏子總代
 高松組合代言人會長及副會長
 高松地方裁判所辯護士副會長
 高松市會議員及議長代理
 高松商工會議所常置員

一當事務所の誠實と親切を以て二十ヶ年間取扱いたる民刑行政
 の訴訟代理辨護和解研究等の數は實に八千八百余件にして右實
 地經驗と法律により事務を執る可きに付訴訟上毫も誤る事なし

○當事務所の是迄の經驗上最も得手にして勝利を全す
 る事件を左に列記す

●商業非商業上物品受渡の急訴訟件
 ●金員貸借及取引上入組たる計算より起る事件
 附たり利息の歩合及紛議之件

- 額母子講及用會取引之件
- 製盤米穀砂糖綿藍肥料木竹等の賣買件
- 田畑山林建家賣買讓受渡之件
- 附たり鹽田々畑小作の件
- 水論之件
- 相續後見争縁組戸籍分家分地遺産物之件
- 境界争之件
- 諸公債及株券之件
- 船舶運賃及荷爲替事件
- 家宅貸借之件
- 附たり家明渡件
- 損害要償之件
- 金品預ヶ預り之件
- 網代場争件
- 工事費其他受負之件

- 人夫賃及諸給料謝金之件
 - 共有物金及寄附に關する件
 - 町村其他行政上に關する件
 - 刑事被告人の辨護事件
 - 刑事告訴私訴之件
- 以上

第貳條

當事務所ハ左の事件を專務とす

- 一 民刑紛議之鑑定
- 二 訴訟前談判の代理及仲裁
- 三 商業家又ハ商事上會社の法律顧問となる事
- 四 各區裁判所地方裁判所控訴院大審院に於て民刑訴訟の代理弁に辨護
- 五 訴訟書類の起草
- 六 諸契約証書類之起草

七 民事訴訟上之補佐
八 行政訴訟及非訴訟事件之代理

第參條

事務章程

- 一 當事務所の舊に倍し誠實と熱心を主として親切に事務取扱ひなす
- 二 當事務所の鑑定其他訴訟上の事柄に付晝夜時間を限らす面會し且つ取扱ひをなす
- 三 當事務所の訴訟中共模様の時々本人へ交通す
- 四 當事務所の在監中の被告辨護は何回にても本人に親しく面會し事實聞取の上辨護す
- 五 當事務所へ書状を以て事件の鑑定を要する時は證據書類の寫と其事柄を明細に認め郵便切手相添る時の到着後三日以内に必ず回答す可し
- 六 當事務所の事件の大小難易により謝金の厚薄ありと雖も等しく廉直を旨とす

但貧困者の民刑事件辨護を無謝義にて擔當す

七 當事務所は他府縣に係る訴訟をも受任す又依頼者の便宜に依り他管辨護士に紹介す

但紹介料の要せず

八 當事務所は依頼者の意志により共同代理及刑事共同辨護をなす

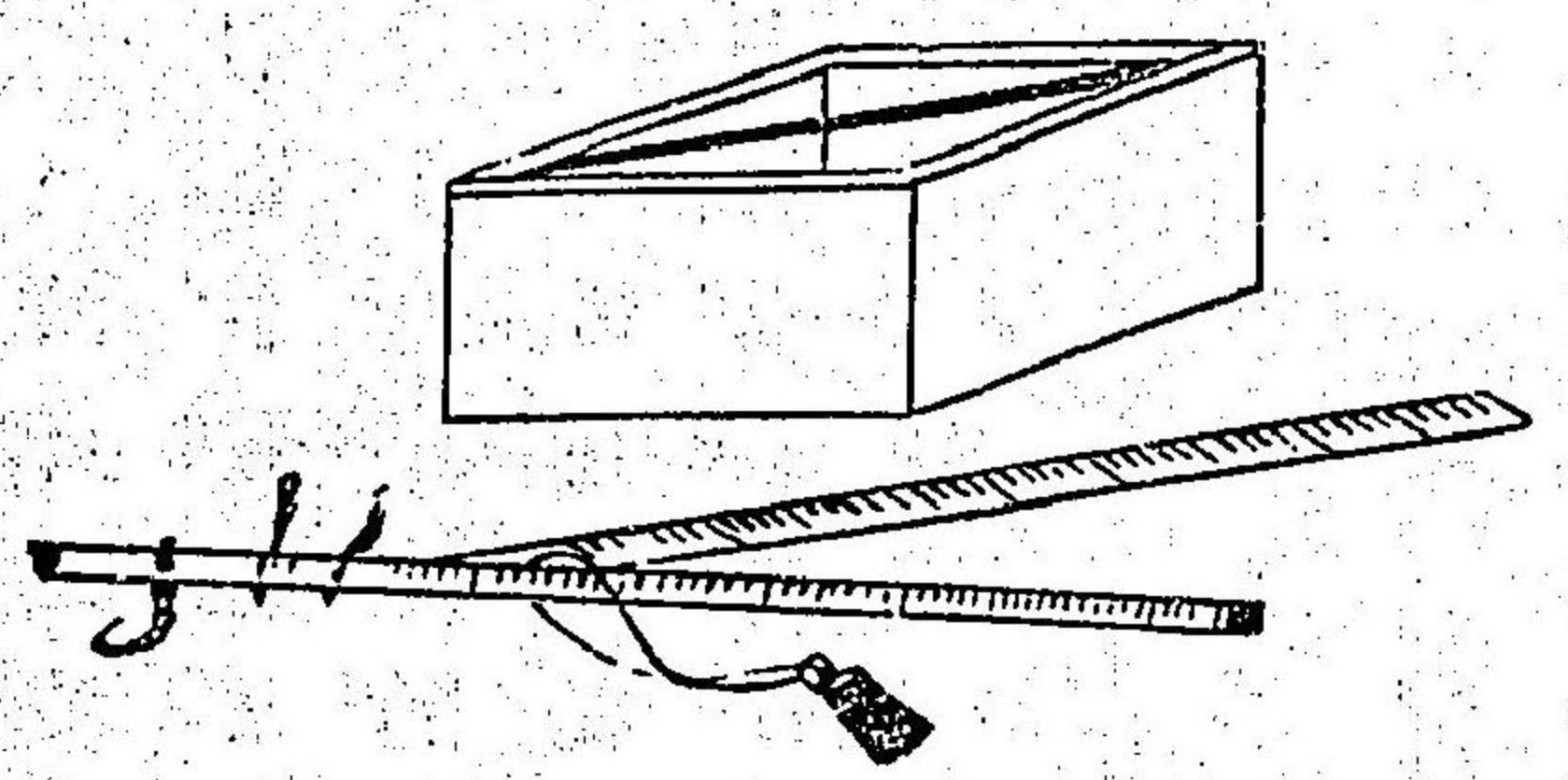
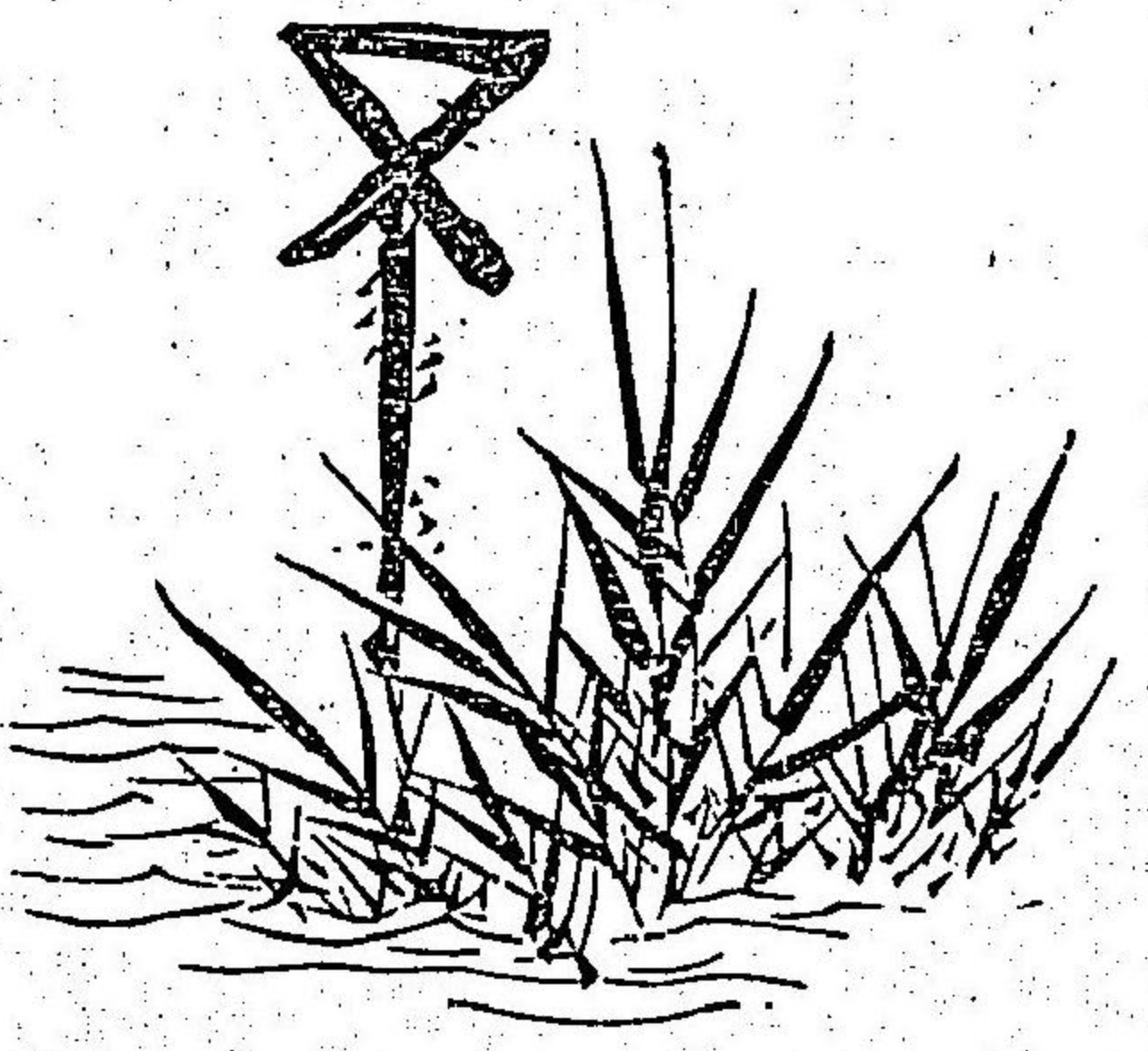
第四條

依頼者に注意

夫れ法律は鏡の如きにして事實有て之を寫し理否の分別を明かになす故に事實が基礎なり事實なけれは法律に寫す能はざるは言を俟す依て實地經驗ある者を撰擇せざる可からず

今判檢事と雖も三ヶ年下級裁判所に於て實地練習し又五年十年を経されは控訴院大審院の判檢事たるを得ざるなり又辨護士に於ても三ヶ年を経過するにあらざれば大審院に於て職務を行ふ事得ず何れも實地練習を必要とす之れ訴訟上に大なる誤謬なからしめんか爲なり

又實地上尤も必要なるもの民事訴訟法第二百十九條にある地方の慣習商業慣習なり是等は民刑事共其事に因て適用すべきものにして假令に云ふ浪花の芦も伊勢の濱荻と地方により異にするも其地に於て専ら民間に行はるゝものは慣習として皆法律に等しき者なり（明治八年第百三號公布第三條）是等は實地熟練者に非ざれば分明ならず



假令は熟練なる米屋の壹升米も未熟練者か量れば幾分か減少するを見る又尺度權衡に於けるも同一にして尺切れ目切するは上手下手に因るべきものなり故に訴訟の勝を得んと欲する者は宜敷注意すへきなり

第五條

證券印紙貯用方の注意
證券印紙貼用方に付當事務所が二十ヶ年來取扱ひ

中往々誤貼の爲に權利上を妨ぐる事あり即ち下圖の如き証書に壹錢或は手附金高のみに印紙を貼用するあり之れ印税不足にして犯則なり故に民事裁判上受理せざるなり（証券印紙規則第四條を見）

記
一米壹千俵
何圓かへ
代印紙
内五拾圓手附受取ル
右賣渡來ル何月何日殘金引替に渡シ可サハ云々
月日 何ノ誰印
何某殿

然るに諸物品賣買するに本証の出來る迄とか或は明日登記するに付夫れ迄の山林、田畑、建物、船舶、賣買の仮手附金受取書又は手附金なき豫約書にても總て物品全部の代價を計算して印税規則第二類に依り相當印紙を貼用すべきなり殊に商業上急速を要する事件は此誤りある時は出訴を妨ぐる事あり又証書冒頭に（印紙持合無之追て貼用すへし）とあるを授受するあり元來印紙は証書授受の前帳簿の使用の前に貼用すべきものにて（同規則第五條）無印紙にて証書を渡し置き時間を經て貼用するも其事實が顯れる上は不貼用にて處罰せらる可きなり

印紙犯則に付左の法律をも適用す可きなり

(刑事訴訟法第八條) 公訴の時効は左の期間を経過するに因て成就す

第一違警罪は六ヶ月第二輕罪は三ヶ年
第三畧す

(刑法第八條) 左に記載ある者を以て輕罪の主刑と爲す

第一第二を略す第三罰金 (注)貳圓以上を云ふ

(刑法第九條) 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

第一畧す第二科料 (注)壹圓九拾五錢

右之法律に依り九錢以下の印紙不貼用の証書帳簿を取置六ヶ月を経過すれば違警罪にして其科料金を免かれ又十錢以上の印紙不貼用の三ヶ年を経過すれば其罪金を免かれ適宜に印紙を貼用して裁判上有効となれり併し處罰を受けて印紙貼用せは何時に

仮証
一田壹町歩
壹反付何山かへ
代金□印紙
内百山手附受取ル
右賣渡云々明日登記所ニ
テ本証と引替殘金請取ヲ
候云々
月日 何某印
何ノ誰殿

ても効ある可きなり

一總て訴訟上の証據とするもの印形あるものに限らず電信手紙はかき其他事實上の書類等は尤も効能ある可きに付常に保存す可し又自己より發する者も注意すべきなり

明治廿七年十二月十日印刷
全 年十二月廿日發行

非賣品

香川縣高松市大字新盤屋町
三十八番戶
編輯者 松川德平

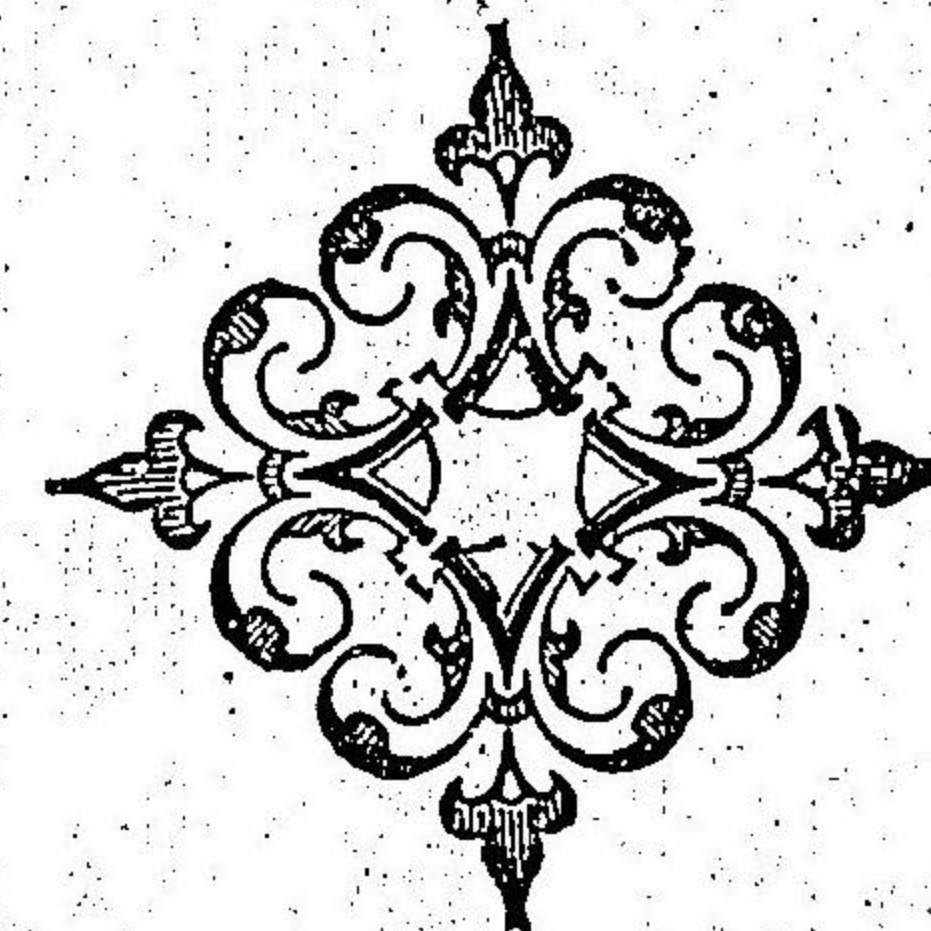
同縣同市大字西新通町
百二十二番戶

印刷人 大島鉄次郎

右 同 所

印刷所 大島活版所

2P-16



148
296

真鍋辯護士事務所規定



品書非

036511-000-6

特54-514

真鍋辯護士事務所規定

松川徳平

M27

BBR-0244

